

## 東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業実施要綱

21北ま建第1156号  
平成21年5月18日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震の教訓を踏まえ、東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業（地震発生時における木造民間住宅の倒壊及び火災の延焼を防ぎ、区民の安全を確保する事業をいう。以下同じ。）を推進するため、耐震補強設計、耐震改修工事及び耐震建替え工事に掛かる経費の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって区民の安全の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。

#### (2) 旧耐震基準木造民間住宅

昭和56年5月31日以前に建築に着手した、主要構造部が木造であり、かつ、階数が2以下で地階を有しない住宅をいう。

#### (3) 新耐震基準木造民間住宅

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築に着手した、主要構造部が木造であり、かつ、階数が2以下で地階を有しない住宅をいう。

#### (4) 所有者

木造民間住宅の全部又は一部を所有するものをいう。

#### (5) 高齢者世帯等

年齢が満65歳以上の者を含む世帯又は身体障害者手帳若しくは愛の手帳を所持する者を含む世帯をいう。

#### (6) 耐震診断

地震に対する建築物の安全性を評価することをいい、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて行う耐震診断をいう。

#### (7) 耐震補強設計

一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う建築物の補強工事の設計をいう。

(8) 耐震診断資格者

建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士、2級建築士又は木造建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第10条第1項第3号に規定する木造耐震診断資格者講習を受け、同項第9号に規定する修了証明書の交付を受けたもの又はこれに準ずる者として区長が認めるものをいう。

(9) 耐震改修工事

耐震補強設計に基づいて行う補強工事をいう。

(10) 耐震建替え工事

耐震改修工事に代えて行う建替え工事をいう。

(11) 整備地域

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条の規定に基づく防災都市づくり推進計画に定める「整備地域」をいう。

(12) 都市計画施設等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設及び同法第12条に規定する事業による施設をいう。

(実施する事業)

第3条 東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断事業
- (2) 耐震補強設計事業
- (3) 耐震改修工事事業
- (4) 耐震建替え工事事業

2 前項各号に掲げる事業（以下「各事業」という。）は、次に掲げる交付金又は補助金を充て、予算の範囲内で実施するものとする。

- (1) 国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づく交付金
- (2) 東京都戸建住宅等耐震化促進事業制度要綱（平成30年3月30日付29都市建企第1368号）に基づく戸建住宅耐震化促進事業に係る都の補助金

(対象となる建築物)

第4条 前条第1項第1号に掲げる事業の助成の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内にある旧耐震基準木造民間住宅又は新耐震基準木造民間住宅であって、耐震診断資格者が耐震診断を実施するものであること。

- (2) 新耐震基準木造民間住宅にあっては、接合部の仕様の把握に努めること。
- (3) この要綱に基づく助成金と同種の助成金等を既に受けていないものであること。
- 2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事業の助成の対象となる建築物は、前項各号に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 耐震診断資格者による耐震診断を実施し、その結果、Iw（構造耐震指標）が1.0未満のこと。
- (2) 耐震改修工事後のIw（構造耐震指標）を1.0以上に計画する住宅であること。
- (3) 建築基準関係規定等に著しい違反のないもの（設計時に違反を是正する場合、設計時に違反を是正する計画とし工事により違反を是正する場合及び工事により違反を是正する場合を含む。）であること。
- (4) 他のまちづくりに関する事業に支障がないものと区長が認めるものであること。
- 3 前条第1項第4号に掲げる事業の助成の対象となる建築物は、第1項第3号並びに前項第4号に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 区内にある旧耐震基準木造民間住宅であって、前項第1号に掲げる要件を満たすもの又はこれに相当すること。
- (2) 建替え後の建築物は、住宅であること。
- (3) 建替え後の建築物は、耐火建築物等（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物をいう。）であり、かつ、建築基準関係規定に適合すること。
- (4) 東京都北区狭い道路拡幅整備要綱（昭和60年10月25日区長決裁）による後退整備事業に協力すること。
- (5) 建替え後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するものでないこと。
- (6) 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定するエネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当該建築物が次の各号のいずれかに該当する場合は、各事業の助成の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）から除くものとする。
- (1) 法第68条の20の認証型式部材等であるもの
- (2) 工業化住宅（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の法第38条により認定を受けたもの。）であるもの
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める建築物は、対象建築物とすることができます。

#### (対象となる者)

第5条 各事業の助成の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「対象者」という。）とする。

（1）対象建築物の所有者（個人に限る。）であること。

（2）住民税を滞納していないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、対象者とすることができる。

#### (助成金の額)

第6条 各事業に係る助成金の額は、消費税分を除く事業に要した費用（以下「助成対象費用」という。）の額（第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業にあっては、助成対象費用に3分の2を乗じて得た額）とし、一棟につき、次に定める限度額以内とする。

（1）耐震診断事業 13万円

（2）耐震補強設計事業 20万円

（3）耐震改修工事事業 100万円（対象建築物が整備地域にある場合は120万円）

（4）耐震建替え工事事業 100万円（対象建築物が整備地域にある場合は120万円）

2 前項の規定により算定した助成金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事業を、高齢者世帯等が行い、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合は、前項の規定にかかわらず、これらの事業に係る限度額は150万円とする。

（1）対象となる建築物は、年齢が満65歳以上の者又は身体障害者手帳若しくは愛の手帳を所持する者が1年以上居住し、及び今後も継続して居住する見込みの専用住宅（一戸建ての住宅で専ら住居の目的だけに使用するものをいう。以下同じ。）又は兼用住宅（店舗等の用途を兼ねた一戸建ての住宅であって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう、以下同じ。）であること。

（2）対象事業の工事後の建築物の用途は、専用住宅又は兼用住宅であること。

#### (助成対象費用の算定)

第7条 耐震改修工事における助成対象費用の算定の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）基礎を補強する工事

（2）筋かい、構造用合板等を用いて耐力壁を設置する工事

（3）柱と梁等（梁、胴差、軒桁、小屋梁をいう。以下同じ。）又はそれぞれの梁等を緊結する工事

（4）屋根を改修する工事

- (5) 建築物の一部を撤去し、耐震性の向上に資する工事
  - (6) 前各号の工事を施工するのに必要と認められる撤去及び復旧工事
- 2 耐震建替え工事における助成対象費用の算定の対象は、次に該当するものとする。
- (1) 対象建築物の解体工事。ただし、二以上の既存建築物を除却し、一の建築物を新築する場合は、いずれか一の解体工事費用
  - (2) 対象建築物解体後の一の新築工事
- 3 耐震改修工事又は耐震建替え工事における助成対象費用の算定については、次の各号によるものとする。
- (1) 見積書の単価は、根拠を示すこと。
  - (2) 直接仮設費、共通仮設費及び諸経費は、助成対象費用に含むことができる。ただし、工事監理費にかかる費用は除く。
  - (3) 耐震改修工事又は耐震建替え工事に含まれない工事を伴う場合は、撤去費、仮設費等の費用は、面積又は工事費による按分等により作成する。
  - (4) 都市計画施設等の区域の部分（区域の内外にわたる場合は、区域内の部分）の工事費（当該区域の事業の実施が近い将来見込まれていない区域内の工事費を除く。）は含まない。

（耐震改修工事施工者の資格）

第8条 第3条第1項第3号に掲げる事業に係る耐震改修工事施工者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 耐震診断資格者による適正な工事監理を受ける者
  - (2) その他区長が認める者
- 2 第3条第1項第4号に掲げる事業に係る建替え後の建築物の設計者及び工事施工者は、建築基準法、建築士法及び建設業法（昭和24年法律第100号）に規定するところによる。

（事前相談）

第9条 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる事業に係る助成を受けようとする者は、第11条の規定による申請をする前に、その内容について、別に定めるところにより区長に相談をしなければならない。

（全体設計）

第10条 第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事業がやむを得ず2か年度にわたる場合における当該事業の助成を受けようとする者は、次条の規定による申請をする前に木造民間住宅耐震化促進事業全体設計承認申請書（別記第1号様式）に当該事業ごとに必要とする別表第1に掲げる書類を添えて区長に申請（以下「全体設計申請」という。）をし

なければならない。当該事業に要する経費の総額又は当該事業に要する期間を変更する場合も同様とする。

- 2 区長は、全体設計申請を受けた場合は、国及び東京都の全体設計の審査（以下「国等の審査」という。）を受け、全体設計申請に係る承認（以下「全体設計承認」という。）をすることを決定したときは、木造民間住宅耐震化促進事業全体設計承認通知書（別記第2号様式）により、全体設計申請をした者に通知するものとする。
- 3 区長は国等の審査を受けた結果、全体設計承認をしないときは、木造民間住宅耐震化促進事業全体設計不承認通知書（別記第3号様式）により全体設計申請をした者に通知するものとする。

（対象承認の申請手続）

- 第11条 各事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各事業の着手前かつ当該事業に係る契約前に、木造民間住宅耐震化促進事業対象承認申請書（別記第4号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、当該事業の助成の対象とするときは、木造民間住宅耐震化促進事業対象承認通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。
  - 3 区長は、前項の規定による審査の結果、当該事業の助成の対象としないときは、木造民間住宅耐震化促進事業対象不承認通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。
  - 4 第1項の規定による申請をすることができる期間は、次のとおりとする。

（1）第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業

4月1日から12月28日まで

（2）第3条第1項第3号に掲げる事業

4月1日から11月30日まで。ただし、全体設計承認を受けた者については、4月1日から12月28日まで

（3）第3条第1項第4号に掲げる事業

4月1日から9月30日まで。ただし、全体設計承認を受けた者については、4月1日から12月28日まで

- 5 前項の規定による期間の末日が、東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、前項の規定による申請の期間の末日はその期間の末日前の直近の休日以外の日とする。

（申請内容の変更）

- 第12条 前条第2項の規定により事業の対象の承認（以下「対象承認」という。）を受け

た者（以下「承認決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに木造民間住宅耐震化促進事業変更承認申請書（別記第7号様式）に必要に応じた書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、木造民間住宅耐震化促進事業変更承認通知書（別記第8号様式）により、承認決定者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、木造民間住宅耐震化促進事業変更不承認通知書（別記第9号様式）により、承認決定者に通知するものとする。

（事業の取りやめ）

第13条 承認決定者は、事情により対象承認を受けた事業の実施が困難となったときは、速やかに木造民間住宅耐震化促進事業取りやめ届（別記第10号様式）により、区長に届け出なければならない。

（対象承認の取消し）

第14条 区長は、承認決定者が次のいずれかに該当するときは、対象承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、対象承認を受けた場合
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反した場合
- (3) 前条の規定に該当することとなったにもかかわらず、木造民間住宅耐震化促進事業取りやめ届（別記第10号様式）を提出しない場合
- (4) 次条第2項の中間検査を受けなかった場合
- (5) 第16条第2項に定める期間内に、同条第1項に規定する手続をしない場合
- (6) 第17条第3項の完了検査を受けなかった場合

- 2 区長は、前項の規定による取消しを決定する場合は、その内容を審査し、木造民間住宅耐震化促進事業取消決定通知書（別記第11号様式）により、承認決定者に通知するものとする。

（事業の着手）

第15条 承認決定者は、対象承認を受けたときは、速やかに当該事業に係る契約を行い、事業に着手するとともに、第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業に係る承認決定者にあっては、着手後、直ちに木造民間住宅耐震化促進事業着手届（別記第12号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による届出に基づき、対象承認をした耐震改修工事について中間検査を行うものとする。
- 3 区長は、前項の中間検査の結果により、承認決定者から必要な報告を求めることができ

る。

(完了報告及び助成金の交付申請)

第16条 承認決定者は、対象承認を受けた事業の当該年度分が完了したときは、木造民間住宅耐震化促進事業完了報告書（別記第13号様式）に別表第4に掲げる書類を添えて、区長に報告するとともに、木造民間住宅耐震化促進事業助成金交付申請書（別記第14号様式）により助成金の交付申請をするものとする。

- 2 前項の規定による報告及び申請をすることができる期間は、対象承認を受けた日から当該対象承認を受けた日が属する年度の1月31日までとする。ただし、第3条第1項第3号又は第4号による事業について、全体設計承認の通知を受けた場合は、対象承認を受けた日から翌年度の1月31日まで（当該対象承認を受けた日が属する年度の2月1日から3月31日までの期間を除く。）とする。
- 3 前項の規定による期間の末日が、休日に当たるときは、前項の規定による報告及び申請の期間の末日について第11条第5項の規定を適用する。
- 4 前二項の規定による期間の末日について、区長が特に必要と認める場合は別の日を定めることができる。

(助成金の交付の決定)

第17条 区長は、前条第1項の規定による報告及び申請を受けた場合は、その内容を審査し、対象承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定し、交付すべき助成金額を確定したのち、木造民間住宅耐震化促進事業助成金交付決定通知書（別記第15号様式）により、承認決定者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、不適合と認めるときは、木造民間住宅耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（別記第16号様式）により、承認決定者に通知するものとする。
- 3 区長は、前二項の決定をする前に、前条第1項の規定による報告に基づき、対象承認をした耐震補強設計及び耐震改修工事の完了検査を行うものとする。

(助成金の請求書及び支払)

第18条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、木造民間住宅耐震化促進事業助成金請求書（別記第17号様式）により、区長に助成金の支払を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成決定者に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 区長は、助成決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合
- (2) 助成金をその他の用途に使用した場合
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反した場合
- (4) 助成金を受け取る権利を放棄した場合

2 区長は、前項の規定による交付決定の取消しを決定する場合は、その内容を審査し、木造民間住宅耐震化促進事業交付決定取消通知書（別記第18号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第20条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産処分の制限）

第21条 助成決定者は、この要綱による助成を受けて効用が増加した財産を、各事業完了後10年以内に、助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 東京都北区木造民間住宅耐震改修促進事業助成金交付要綱（平成18年5月11日付18北ま建第60号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の東京都北区木造民間住宅耐震改修促進事業助成金交付要綱第8条第1項の規定によりなされた承認申請及び同条第2項によりなされた助成対象承認は、この要綱の相当規定によりなされた耐震改修工事又は耐震建替え工事の助成申請及び助成決定とみなす。

付 則（平成22年3月25日付21北ま建第2072号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手續とみなす。

付 則（平成23年3月30日付22北ま建第2045号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手續とみなす。

付 則（平成23年10月31日付23北ま建第1607号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手續は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手續とみなす。

付 則（平成24年3月30日付23北ま建第2004号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手續は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手續とみなす。ただし、東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業実施要綱第19条の規定は、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）以降に申請をした者について適用し、施行日前に申請をした者については、従前の規定による。

付 則（平成24年12月3日付24北ま建第1805号区長決裁）

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

付 則（平成25年3月15日付24北ま建第2148号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手續は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手續とみなす。

付 則（平成25年4月30日付25北ま建第1145号区長決裁）

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

付 則（平成26年4月23日付26北ま建第1066号区長決裁）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則（平成27年3月24日付26北ま建第2212号区長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月23日付27北ま建第2279号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手續は、それぞれ改正後の要綱に

よりなされた手続とみなす。

付 則（平成28年7月11日付28北ま建第1567号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成28年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以降に助成対象承認申請があつた事業について適用する。

付 則（平成31年2月20日付30北ま建第2390号区長決裁）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手續とみなす。

付 則（令和4年1月5日付3北ま建2233号副区長専決）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和4年3月28日付3北ま建第2545号区長決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手續は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手續とみなす。ただし、東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業実施要綱第4条の規定は、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）以降に申請をした者について適用し、施行日前に申請をした者については、従前の規定による。

付 則（令和5年3月24日付4北ま建第2500号区長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月7日付5北ま建第2454号区長決裁）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第10条関係）

木造民間住宅耐震化促進事業全体設計承認申請書（別記第1号様式）に添付する書類	
○ 耐 震 改 修 工 事 事 業	1 工程表 2 耐震改修工事の見積書（見積書の単価は、積算根拠がわかるようにすること。以下同じ。）
○ 耐 震 建 替 え 工 事 事 業	1 工程表 2 建替え前の建築物の除却工事の見積書 3 建替え後の建築物の新築工事の見積書

別表第2（第11条関係）

木造民間住宅耐震化促進事業対象承認申請書（別記第4号様式）に添付する書類	
○耐震診断事業	<p>1 対象建築物の建築確認年月又は建築竣工年月、対象建築物の所有者である旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 固定資産税課税明細書及び固定資産税納税通知書の写し</p> <p>イ 建築物の登記事項証明書（6箇月以内に発行されたもの。以下同じ。）</p> <p>2 対象者が住民税を滞納していない旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 年間を通して住民税を納税している旨が確認できる書類の写し</p> <p>イ 現在非課税である旨が確認できる旨が確認できる書類の写し</p> <p>3 耐震診断資格者であることがわかる資料の写し</p> <p>4 耐震診断の見積書</p> <p>5 その他区長が必要と認める書類（誓約書、承諾書、確認通知書 等）</p>
○耐震補強設計事業	<p>1 上記、耐震診断事業の1から3までの書類</p> <p>2 既存の建築物の耐震診断計算書一式の写し</p> <p>3 各階既存平面図又は建築基準法上の用途が分かる間取り図 等</p> <p>4 耐震補強設計の見積書</p> <p>5 その他区長が必要と認める書類（誓約書、承諾書、確認通知書 等）</p>
○耐震改修工事事業	<p>1 上記、耐震補強設計事業の1から2までの書類</p> <p>2 補強案の耐震診断計算書一式の写し</p> <p>3 耐震改修工事の図面（配置図、各階既存平面図、補強図面 等）</p> <p>4 耐震改修工事の見積書</p> <p>5 その他区長が必要と認める書類（誓約書、承諾書、確認通知書 等）</p>
○耐震建替え工事事業	<p>1 上記、耐震改修工事事業の1の書類（既存の建築物の耐震診断計算書一式の写しに相当するものの提出があった場合、既存の建築物の耐震診断計算書一式の写し及び耐震診断資格者であることがわかる資料の写しの提出は不要）</p> <p>2 建替え前の建築物の除却工事の見積書</p> <p>3 建替え後の建築物の新築工事の見積書</p> <p>4 建替え後の配置図（建替え後の建築物が耐火又は準耐火建築物の住宅であること及び省エネ基準に適合させることを表記したもの）</p> <p>5 建替え前の建築物の写真</p> <p>6 その他区長が必要と認める書類（誓約書、承諾書 等）</p>

高齢者世帯等が行う場合は、各事業の添付書類のほか、下記の書類を添付すること。

○年齢が満65歳以上の者を含む世帯

1 対象建築物に居住している世帯全員が確認できる住民票（3箇月以内に発行されたもの。

以下同じ。）

○身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する者を含む世帯

1 対象建築物に居住している世帯全員が確認できる住民票

2 身体障害者手帳又は愛の手帳の写し

### 別表第3（第15条関係）

木造民間住宅耐震化促進事業着手届（別記第12号様式）に添付する書類

1 契約書等の写し（耐震建替え工事事業については、既存建築物の解体工事に係る契約書等の写し及び新築建築物の工事に係る契約書等の写し）

2 工程表

3 耐震診断資格者を工事監理者とすることを確認できる書類（耐震改修工事事業）

4 その他区長が必要と認める書類

別表第4（第16条関係）

木造民間住宅耐震化促進事業完了報告書（別記第13号様式）に添付する書類	
○耐震診断事業	1 写真（建築物の全景） 2 建築物の耐震診断計算書一式 3 契約書等の写し 4 耐震診断に要した費用が確認できる領収書等の写し 5 その他区長が必要と認める書類
○耐震補強設計事業	1 補強案の耐震診断計算書一式 2 耐震補強設計図面一式（配置図、各階既存平面図、補強図面 等） 3 耐震改修工事の見積書 4 耐震補強設計に要した費用が確認できる領収書等の写し 5 その他区長が必要と認める書類
○耐震改修工事事業	1 補強箇所ごとの工事写真 ○既存写真（既存の構造躯体） ○施工途中写真（補強後の構造躯体、設置後の新設金物 等） ○完了写真（仕上げ工事完了後の全景） 2 耐震改修工事に要した費用が確認できる領収書等の写し 3 その他区長が必要と認める書類
○耐震建替え工事事業	1 第16条に規定に基づく完了報告時点の写真 2 建替え後の建築物の確認済証の写し（建築確認申請書第1面から第6面までを含む。） 3 建替え後の建築物が省エネ基準に適合していることを確認できる書類の写し（最終年度） 4 建替え後の建築物の検査済証の写し（最終年度） 5 建替え後の建築物の登記事項証明書（最終年度） 6 耐震建替え工事に要した費用が確認できる領収書等の写し 7 その他区長が必要と認める書類